

5. 討議議事録(M/D)

5-1 討議議事録(基本設計調査)

中華人民共和国
内陸部救急医療センター機材整備計画基本設計調査
協議議事録

日本政府は、中華人民共和国の要請に基づいて、「内陸部救急医療センター機材整備計画」(以下、計画という)に関する基本設計調査の実施を決定し、その実施を国際協力事業団(以下、JICAという)に委託した。

JICAは、自治医科大学 救急医学教室 鈴川教授を団長とする基本設計調査団(以下、調査団という)を2002年12月8日から12月25日まで中華人民共和国に派遣し、中華人民共和国政府関係者(以下、中国側という)と協議するとともに、現地調査を実施した。

協議及び現地調査の結果、双方は附属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き調査を実施し、基本設計調査報告書を取りまとめる予定である。

本議事録は、本文と附属書から構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2002年12月25日 北京にて

日本国
国際協力事業団
基本設計調査団長
鈴川 正之

中華人民共和国
対外貿易経済合作部
国際経貿関係司第五処副処長
康 炳建

鈴川 正之

康 炳建

附属書

1 計画の目的

中国政府は、救急医療サービス体制の整備を医療政策の最優先課題に掲げている。本無償資金協力は、こうした中国政府の政策に沿い、内陸部 10 都市の救急医療センターに救急医療機材を整備することを目的とする。内陸部 10 都市とは、西安市(陝西省)、長春市(吉林省)、昆明市(雲南省)、貴陽市(貴州省)、敦煌市、蘭州市(甘肅省)、長沙市(湖南省)、南昌市(江西省)、合肥市(安徽省)、西寧市(青海省)を指す。

2 責任機関及び実施機関

2-1 責任機関

中華人民共和国対外貿易経済合作部

2-2 実施機関

中華人民共和国 9 省 10 都市の救急医療センター

3 協力の対象

各都市の実施機関の優先順位が高く、かつ今般調査した救急医療センター、サブセンター、協力病院(サブセンターの機能を果たす)の内訳は、別添1のとおりである。よって、協力の対象は最大限別添1のとおりとすることで双方合意した。

4 要請内容

本調査団との協議を通じ、中国側から最終要請された機材の内容は別添2のとおりである。具体的な数量は、基本設計概要協議までに各救急医療センターからの情報の精査や予算措置・指標・実施体制等を踏まえ、日中双方で調整することで合意した。

5 協力の基本方針

JICAは今後の現地調査及び国内解析により、これら要請内容の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本政府にその承認を推薦する。ただし、本計画の施設・機材の品目、仕様、数量については、最終的には今後の解析作業及び日本政府の本計画に係る予算等を考慮して決定される。

6 日本の無償資金協力の仕組み

調査団は、別添3に示した日本の無償資金協力の仕組みをあらためて説明し、中国側はこれを十分に理解した。また中国側は、本計画に対する無償資金協力が実施された場合、協力の円滑な実施のために別添4に記載されたとおり、中国側が行うべき必要な措置を理解しまたそれを行うことを表明した。

7 調査の予定

7-1 JICAは基本設計概要書を作成するとともに、基本設計概要説明調査団を2003年1月下旬に派遣し、基本設計の概要について中国側に説明するとともに、中国側の必要準備事項を確認する。

7-2 基本設計概要書の内容について、中国側に原則的に受け入れられた場合、JICA は基本設計調査報告書を作成し、これを 2003 年 4 月頃中国側に送付する。

8 その他の協議事項

8-1 機材パッケージ

調査団は、共通のパッケージによる機材調達を基本原則としたいと述べ、中国側はこれに同意した。都市ごとの車両、機材のパッケージについては別添2に記す。なお、高規格車及び通信機器については調達の対象としないことで合意した。

8-2 GPS システム及び通信機器

GPS システム及び通信機器については、必要に応じ中国側の責任により解決することで合意した。

8-3 中華人民共和国衛生部救急車専用標準

中国側は、本プロジェクトで調達する救急車及び搭載機材については、その仕様が中華人民共和国衛生部救急車専用標準(第1次専門家会議の修正案、2002/11)にて定める救急車等の仕様と異なっても、調達に支障はないことを説明し、有効活用することを約束した。

8-4 中国側負担

中国側は、本計画の実施により整備される機材を有効活用するため、車両及び搭載機材の導入に伴う実施体制(予算措置、人員配置・訓練、車庫等の施設整備等)を、計画中の救急医療サブセンターを含めて、2003年8月までに整備することを表明した。具体的な実施体制の詳細は、1月下旬の基本設計概要協議までに明確にすることも約束した。

8-5 免税措置

2002年1月、中国政府は日本の無償資金協力によって中国国内で調達される中国製品購入の際に発生する増値税(VAT)を免税とする措置を決定した。この措置は本計画にも適用される(詳細は別添5のとおり)。また、中国側はこれ以外の各種税金についても免除となるよう関係機関に対して必要な措置を講じる。

8-6 関連プロジェクトとの相乗効果

調査団は、「全国救急人員訓練計画」により調達された機材を活用した救急人員の訓練が、本プロジェクトの実施にも効果的であることを説明し、両プロジェクトの連携を強調し、中国側は同意した。

8-7 守秘義務

双方は、機材仕様書等、本計画に関連するあらゆる資料を入札終了まで関係者以外に開示しないことについて確認した。

8-8 中国国民への啓発・広報

日本側は、本計画が潜在的な広報効果の特に高い計画であるとの認識を示した上で、本計画

が日本の無償資金協力により実施されることについてより広く中国国民の認識を得るため、中国側が必要な啓発・広報活動を行うことを求めた。

中国側は、日本側の認識に十分配慮した上で、調達車両等への表示や新聞・テレビ等のメディア等を通じ中国国内で幅広く広報活動を行い、中国国民への理解に努めることを約束した。

- 別添1 調査対象サイト一覧
- 別添2 要請機材リスト
- 別添3 日本の無償資金協力の仕組み
- 別添4 日中両国政府による主な負担事項
- 別添5 増値税にかかる措置

調査対象サイト一覧

1) 調査対象サイト数

施設名	西安市	昆明市	貴陽市	西寧市	蘭州市
救急医療センター	1	1	1	1	1
サブセンター	13	14	—	3	—
協力病院	—	—	9	—	14

施設名	敦煌市	長春市	長沙市	南昌市	合肥市
救急医療センター	1	1	1	1	1
サブセンター	1	2	4	4	3
協力病院	1	—	—	—	—

2) 調査対象サイト名称

長沙市	南昌市	長春市
1) 長沙市医療救急センター 2) サブセンター ①東サブセンター ②南サブセンター ③西サブセンター ④北サブセンター	1) 南昌市救急センター 2) サブセンター ①江西省中医院 ②南昌市第一医院 ③江西医学院第二附属医院 ④南昌市第二医院	1) 長春市救急センター 2) サブセンター ①吉林大学第二医院 ②長春市高級職業技術学校

蘭州市	敦煌市	西寧市
1) 甘肅省蘭州救急センター 2) 協力病院 ①蘭鋼職工医院 ②省人民医院 ③蘭医附属一院 ④蘭鉄中心医院 ⑤市第一人民医院 ⑥市第二人民医院 ⑦蘭電職工医院 ⑧省婦幼保健医院 ⑨省建職工医院 ⑩蘭石職工医院 ⑪蘭化職工医院	1) 敦煌市救急センター 2) サブセンター ① 敦煌市医院 3) 協力病院 ①莫高窟診療所	1) 青海省救急センター 2) サブセンター ①青海省成人救急センター ②青海省創傷救急センター ③青海省兒童救急センター

⑫窯街鉞務局医院		
⑬省腫瘍医院		
⑭錦華医院		

西安市	昆明市	貴陽市
1) 西安市救急センター	1) 昆明市救急センター	1) 貴陽市救急センター
2) サブセンター	2) サブセンター	2) 協力病院
①中心サブセンター	①中心サブセンター	①息烽県医院
②紡績城サブセンター	②東サブセンター	②開陽医院
③北方医院サブセンター	③南サブセンター	③修文県医院
④鉄センターサブセンター	④西サブセンター	④白雲県医院
⑤創傷サブセンター	⑤西南サブセンター	⑤清鎮市医院
⑥521サブセンター	⑥金安サブセンター	⑥扎佐医院
⑦北郊サブセンター	⑦豊寧サブセンター	⑦烏当区医院
⑧西電サブセンター	⑧黒龍潭サブセンター	⑧金陽区医院
⑨高新サブセンター	⑨小堰サブセンター	⑨花溪区医院
⑩戸県サブセンター	⑩東華サブセンター	
⑪固良サブセンター	⑪関上サブセンター	
⑫臨童33医院サブセンター	⑫滇池サブセンター	
⑬臨童医院サブセンター	⑬西山サブセンター	
	⑭板橋サブセンター	

合肥市
1) 合肥市医療救急センター
2) サブセンター
①合肥東救急センター
②合肥南救急センター
③合肥北救急センター

要請資機材リスト

1) パッケージA(準高規格型救急車)

No.	資機材名
1	救急車 (準高規格型)
2	除細動器
3	ポータブル人工呼吸器
4	ストレッチャー、4輪式
5	担架 (持ち運び式)
6	救急蘇生バッグセット
7	酸素ボンベ
8	吸引器
9	救急箱

2) パッケージB(ワンボックス型/4WD型救急車)

No.	資機材名
1	救急車 (ワンボックス型/4WD型)
2	除細動器
3	ストレッチャー、4輪式
4	担架 (持ち運び式)
5	救急蘇生バッグセット
6	酸素ボンベ
7	吸引器
8	救急箱

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力(無償)は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府(外務省)は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査(基本設計調査)は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力をを行う。

2. 調査の位置付け

(1) 調査の内容

JICA が実施する調査(基本設計調査)は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承認するに当たっての基礎的資料(判断材料)に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際してE/Nにより決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

(1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を許さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務、(技術あるいは輸送等)を

調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名(E/N)が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

(4) 贈与によって調達される生産物及び役務は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国及び当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及び国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。
- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。
- 7) 適正使用

贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。

また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。

8)再輸出

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

9)銀行取り極め

- a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。
- b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

10)支払い授權書

当該国政府は、銀行取り極めを締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払手数料を負担しなければならない。

日中両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	中国
1	銀行取極(B/A)に基づく手数料 ①支払授權書(A/P)発給手数料 ②支払手数料		● ●
2	①贈与に基づいて購入される生産物の日本から中国までの輸送 ②港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と、迅速な手続き促進 ③贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省までの国内輸送にかかる経費 ④贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省以降の国内輸送にかかる経費	● ●	● ●
3	契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の免除		●
4	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その業務の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与		●
5	贈与に基づいて購入される機材が、当該計画の実施のため適正かつ効果的に使用され、維持管理されるために必要な費用		●
6	無償資金協力により供与される以外で、調達機材の据え付け等に必要となるその他の費用		●




財政部、国家税務総局、外経貿部による
外国政府及び国際機関の無償援助プロジェクトにおける
中国での物資購入に際しての増値税免除に関する通知

2002年1月11日 財免〔2002〕2号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁（局）、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局：

我が国が受ける外国政府及び国際機関からの無償援助事業を促進するため、また、援助プロジェクトの順調な実施のため、國務院の承認の下、2001年8月1日より、外国政府及び国際機関による無償資金プロジェクトにおいて国内で購入する物品については増値税が免除されるとともに、免税物品を販売した機関については、免税商品の仕入税額をその他売上商品の売上税額から控除する。今般、「外国政府及び国際機関の無償援助プロジェクトにおける国内での物品購入に際しての増値税免除に関する管理規定」を送付するので、その遵守を願う。

附属：「外国政府及び国際機関の無償援助プロジェクトにおける国内での貨物購入に際しての増値税免除に関する管理規定」

写し：國務院弁公庁、各省・自治区・直轄市・計画単列市駐在財政部財政監察専員事務所

外国政府及び国際機関の無償援助プロジェクトにおける国内での物品購入に際しての増値税免除に関する管理規定（試行）

1. 我が国が受ける外国政府及び国際機関による無償援助事業を促進するため、また、外国政府及び国際機関が無償資金プロジェクトにおける国内での物品購入に際し、増値税免除をより適切に実施するため、本規定を制定する。

2. 本規定は、外国政府及び国際機関（具体的機関名については別紙1）が我が国に対して提供した無償援助プロジェクトにおいて我が国国内で購入された物品及びそのために物品を提供した国内企業（以下「供給者」と言う。）について適用される。

3. 無償資金プロジェクトが成立した後、援助プロジェクトが必要とする機材を購入する者（以下「購入者」と言う。）は、プロジェクト実施機関と共同で、対外貿易経済合作部と国家税務総局に対して、免税購入申請を同時に提出する必要がある。同申請の内容は以下を含む必要がある；援助プロジェクト名称、援助実施者、援助対象機関、購入者と供給者との間で締結された販売契約（写し）等；更に、「外国政府及び国際機関の無償資金プロジェクトにおける国内購入機材一覧表」（別紙2）を記入する必要がある。購入を他人に委託する場合には、委託合意書及び実際の購入者に関する詳細、即ち購入者名、所在地、担当者、担当者連絡先等について提出する必要がある。

供給者は販売契約を締結した後、その写しを企業が所在する税務部門に提出する必要がある。

4. 対外貿易経済合作部は、購入者及びプロジェクト実施機関からの購入に関する免税購入申請を受領した後、プロジェクトの内容に関する真正性、購入機材が援助プロジェクトにおいて用いられるものか否か等につき審査及び確認を行う。審査及び確認により誤りがないと認められた場合には、対外貿易経済合作部は国家税務総局に対して申請内容に誤りが無いことを証明する書類を発行する。

5. 国家税務総局は、供給者並びに実施機関により提出された購入免税申請及び対外貿易経済合作部により発行された証明書類を受領した後、供給者の所在地における主管税務部門を通じ、免税申請における購入機材に関する状況を照合する。税務部門による証明書類と対外貿易経済合作部による証明書類の内容が一致した場合には、国家税務総局は供給者の所在地における主管税務部門に対し、供給者が関係機材を販売する際には増値税を免除する旨の書類を送付するとともに、その写しを財政部、対外貿易経済合作部並びに購入者に送付する。

6. 供給者は、購入者が示した免税書類に基づき、同書類に記載された規定に従い増値税を含まない価格で購入者に機材を販売する。

供給者は、主管税務部門に対して免税申請を行う必要がある。供給者の所在地における主管税務部門は、国家税務総局が発行した免税書類に基づき供給者の売上税額免除及び仕入れ税額控除を行う。

7. 購入者並びにプロジェクト実施機関が免税購入申請並びに「外国政府及び国際機関の無償資金プロジェクトにおける国内購入機材一覧表」を提出した後は、その内容を自由に変更してはいけない。変更が必要な場合には、本実施規定の手続きに基づき別途審査並びに許可をうけることが必要となる。

8. 免税で購入された機材は、規定された援助プロジェクトのためにのみ使用することが可能であり、販売又はその他のプロジェクトに流用することは出来ない。これに違反した場合には、税の詐取と見なし、「中華人民共和国租税徴収管理法」第66条の関連規定に基づき処分する。

9. 本規定は2001年8月1日より実施する。

附属1：国際機関一覧

附属2：外国政府及び国際機関の無償資金プロジェクトにおける国内購入機材一覧表

附属 1

国際組織リスト

一. 国連関係

1. 国連開発計画 (UNDP)
2. 国連環境計画 (UNEP)
3. 国連貿易開発会議 (UNCTAD)
4. 国連人口基金 (UNFPA)
5. 国連児童基金 (UNICEF)
6. 国連難民高等弁務官 (UNHCR)
7. 国連欧州経済委員会 (UN/ECE)
8. 世界食糧計画 (WFP)
9. アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)
10. 宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS)

二. 国連と関係を持つ政府機関

11. 国際労働機関 (ILO)
12. 国連食糧農業機関 (FAO)
13. 国連教育科学文化機関 (UNESCO)
14. 世界保健機構 (WHO)
15. 国際通貨基金 (IMF)
16. 国際開発協会 (IDA)
17. 国際復興開発銀行 (IBRD)
18. 国際金融公社 (IFC)
19. 国際民用空港機関 (ICAO)
20. 万国郵便連合 (UPU)
21. 国際電信連盟 (ITU)
22. 世界気象機関 (WMO)
23. 国際海事機関 (IMO)
24. 世界知的所有権機関 (WIPO)
25. 国際農業開発基金 (IFAO)
26. 国連工業開発機関 (UNIDO)
27. 国際原子力機構 (IAEA)
28. 世界貿易機関 (WTO)

三. その他の関係国際機関と金融機構

29. 国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)
30. 赤十字国際委員会 (ICRC)
31. 欧州連合 (EU)

- 32. アジア太平洋経済協力 (APEC)
- 33. アジア開発銀行 (ADB)
- 34. 国際協力事業団 (JICA)
- 35. 韓国国際協力団 (KOICA)
- 36. 国際家族計画連盟 (IPPF)
- 37. 国際移動通信衛星機構 (INMARSAT)
- 38. アラブ連盟 (LAS)

附属 2 :

外国政府と国際機関の無償援助プロジェクトが中国で購入した
物品の明細表

プロジェクト名 :

中国側案件担当機関及び連絡先電話番号 :

援助国 :

物品購入者及び連絡先電話番号 :

物品名称	規格型番	数量	単価	総額	供給者名称	供給者住所	供給者連絡先電話	供給者担当者

5-2 討議議事録(基本設計概要説明調査)

中華人民共和国
内陸部救急医療センター機材整備計画
基本設計概要説明調査
協議議事録

2002年12月、国際協力事業団(以下、JICAという)は、中華人民共和国に対し「内陸部救急医療センター機材整備計画」(以下、計画という)に関する基本設計調査団を派遣し、中国政府関係者(以下、中国側という)との協議、現地調査及び日本での国内解析を踏まえて基本設計概要書を取りまとめた。

JICAは、中国側に基本設計概要書を説明し、協議を行うために、自治医科大学 鈴川正之教授を団長とする基本設計概要説明調査団(以下、調査団という)を中国へ派遣した。同調査団は、2003年1月19日から1月24日まで同国に滞在する予定である。

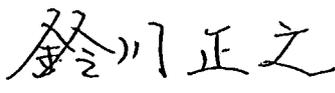
協議の結果、調査団と中国側の双方は附属書に記述された主要事項を確認した。調査団はさらに調査を行い、基本設計調査報告書を作成する。

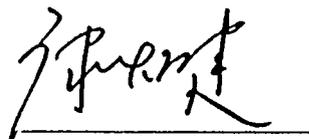
本議事録は、本文と附属書から構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2003年1月24日 北京にて

日本国
国際協力事業団
基本設計概要説明調査団長
鈴川 正之

中華人民共和国
対外貿易経済合作部
国際経貿関係司第五処副処長
康 炳建


鈴川正之


康炳建

附属書

1. 基本設計概要書の内容

中国側は、調査団より提示された基本設計概要書の内容について同意した。

なお、本計画において調達される最終的な内容は、この調査内容に基づく日本政府の検討を経て決定される。

2. 関係機関

2-1 責任機関

中華人民共和国対外貿易経済合作部

2-2 実施機関

10 都市の救急医療センター

なお、10 都市とは西安市(陝西省)、長春市(吉林省)、昆明市(雲南省)、貴陽市(貴州省)、敦煌市、蘭州市(甘肅省)、長沙市(湖南省)、南昌市(江西省)、合肥市(安徽省)、西寧市(青海省)を指す。

3. 日本の無償資金協力の仕組み

中国側は、2002年12月25日に合意、署名された基本設計調査協議議事録の別添3に記載されている日本の無償資金協力の仕組みについて十分理解した。

また、本計画が日本政府の無償資金協力として実施が決定された場合には、中国側は上記議事録の別添4に記載されている本計画の円滑な実施のために中国側が行うべき必要な措置を行うことを約束した。

4. 免税措置

中国側は、交換公文締結後、交換公文の内容に基づき、認証された契約に基づく日本国民による生産物及び役務の供与に関して、中国において課される内国税を負担し、関税及びその他の財政課徴金を免除することを約束した。

5. 今後のスケジュール

JICAは合意された内容に基づき基本設計調査報告書を作成し、2003年4月を目処に中国側へ送付する。

6. その他協議事項

6-1 車両及び搭載機材

日中双方は、2002年12月25日に合意、署名された基本設計調査協議議事録に基づき、共通のパッケージによる機材調達を基本原則とすることを確認した。都市ごとの車両、機材のパッケージ及び数量については別添1に記す。

今次調査において中国側から要請された以下の項目について、日本側は国内に持ち帰り検討することとした。

- 1) 長春の車両について、冬季において積雪量が多く凍結時期も長く悪路となることから1台の普通型車両を普通型4駆車に変えること

- 2) 昆明の搭載機材について、重症患者のデータを見直し普通型救急車用の除細動器台数を8台にすること
- 3) 長沙の車両について、日本側に再提出した患者搬送件数の資料に基づき救急車台数を増やすこと

6-2 中華人民共和国衛生部救急車専用標準

中国側は、本プロジェクトで調達する救急車及び搭載機材については、その仕様が中華人民共和国衛生部救急車専用標準（第1次専門家会議の修正案、2002/11）にて定める救急車等の仕様と異なっているにもかかわらず、調達に支障はないことを説明し、有効活用することを約束した。

6-3 サブ・センターの設立

中国側は、計画中のサブ・センター及び車庫等について、2003年8月までに完成することを約束した。

6-4 車両配置センターに必要な措置

中国側は、車両を配置する予定の全てのサブ・センターに必要な予算措置、人員配置（医師、看護師、運転手等。配置スケジュールを含む）、及び車両の管理体制について、入札終了後に確定し、書面で日本側に通知することを約束した。なお、本計画の実施に伴う増員計画は別添2のとおり。

6-5 広報活動

中国側は、広報活動を通じて120番システムの普及促進について努力することを約束した。

6-6 守秘義務

日中双方は、図面・機材仕様書等、本計画に関連するあらゆる資料を入札終了時まで関係者以外に開示しないことについて確認した。

6-7 事業効果のモニタリング

調査団は、本計画の実施に伴う事業効果モニタリングのため、年間の搬送件数、重症患者（初診時に3週間以上の入院が必要と考えられる患者を指す。）搬送件数及び不受理件数等のデータを収集し日本側に提供するよう要請し、中国側は同意した。

別添1: パッケージ内訳及び数量

別添2: 各救急医療センター、サブ・センターの増員計画

要請資機材リスト

救急医療センター名	監護型救急車 パッケージ数量	普通型救急車 パッケージ数量	合計
長 春	4	13	17
合 肥	4	8	12
南 昌	4	7	11
長 沙	4	6	10
西 安	4	13	17
貴 陽	4	11	15
蘭 州	4	11	15
敦 煌	4	2	6
昆 明	4	11	15
西 寧	4	11	15

注1) 下記のセンターは、普通型救急車パッケージについて以下の台数で普通型4駆車を含む。
 南昌：1台、西安：1台、貴陽：2台、蘭州：1台、敦煌：1台、昆明：1台、西寧：1台

1) 監護型救急車パッケージ内訳

No.	資機材名
1	監護型救急車
2	除細動器
3	ポータブル人工呼吸器
4	ストレッチャー、4輪式
5	担架（持ち運び式）
6	救急蘇生バッグセット
7	酸素ボンベ
8	吸引器
9	救急箱

2) 普通型救急車パッケージ内訳

No.	資機材名
1	普通型救急車
2	除細動器
3	ストレッチャー、4輪式
4	担架（持ち運び式）
5	救急蘇生バッグセット
6	酸素ボンベ
7	吸引器
8	救急箱

注2) 上記パッケージの資機材数量は、除細動器を除き全て1台である。

注3) 普通型救急車パッケージについて、下記のセンターは以下の台数で除細動器を含む。

長春：8台、合肥：7台、南昌：1台、西安：5台、貴陽：8台、蘭州：8台、敦煌：1台、昆明：1台、西寧：2台

別添2

各救急医療センター、サブ・センターの増員計画

	医師	看護師	維持管理	運転手	その他	合計
長 春	15	15	2	15	35	82
合 肥	8	8	1	8	5	30
南 昌	8	4	1	4	—	17
長 沙	22	20	2	30	8	82
西 安	15	12	—	12	—	39
貴 陽	33	34	4	34	5	110
蘭 州	16	16	—	16	—	48
敦 煌	3	1	1	2	—	7
昆 明	30	30	—	30	9	99
西 寧	18	18	—	18	—	54

~~32~~

張

6. 事業事前評価表

1. 協力対象事業名
中華人民共和国 内陸部救急医療センター機材整備計画
2. 我が国が当該国に対し援助することの必要性・妥当性
<p>(1) 我が国の援助対象国としての位置付け</p> <p>中国は、地理的にも我が国に近接しており、我が国の安全保障上重要な位置を占める。中国政府は、1999年11月、東部の沿岸部と内陸部の社会経済格差を是正するために「西部大開発」を提唱した。その背景には90年代から沿海地域では経済成長が伸長著しい反面、内陸部では依然として貧困層、貧困地域への対策が遅れているという状況がある。1人当たりGDP（2000年）で比較すると、全国平均が750USドル、内陸部では250～500USドルの範囲にとどまっている。保健医療分野においても沿岸部と内陸部において地域間格差が広がっており、その是正を行うための早急な改善策が必要とされている。</p> <p>(2) 当該プロジェクトを実施することの必要性・妥当性</p> <p>中国政府は救急医療分野において、すべての地域住民が適切な救急医療サービスを受けることができる医療体製造りを目指し、救急医療センター（施設・機材）の増強と、提供する救急医療サービスの質的向上に取り組んでいる。同国政府衛生部は、救急医療政策の指針として1994年に「救急医療センター整備構想」を策定した。その具体的な目標は、2000年までに大都市と大部分の中規模都市に、2010年までに中規模都市全市と小都市の一部分に救急医療センターを整備することである。</p> <p>本件計画は同構想具体化の施策として、全国平均に比べ劣っている内陸部9省10都市の救急医療サービスを改善するものである。これら内陸部9省の人民政府は、財政難から救急医療センターの機材整備に必要な予算措置が極めて困難な状況にあるため、我が国に無償資金協力を要請越した。本件は、救急医療サービスの向上を支援するものであり、我が国ODAの方針であるBHN（基礎生活分野）優先の方針に合致している。以上より本件を我が国の無償資金協力で実施することは妥当であると判断される。</p>
3. 協力対象事業の目的（プロジェクト目標）
本計画は9省10都市の救急医療センター及びサブセンターに対して老朽化したあるいは不足している車両、医療資機材を更新・調達することによって、対象地域の住民が必要な救急医療サービスを受けられるようにすることを目的とする。
4. 協力対象事業の内容
<p>(1) 対象地域</p> <p>吉林省長春市、安徽省合肥市、江西省南昌市、湖南省長沙市、陝西省西安市、貴州省貴陽市、甘肅省蘭州市及び敦煌市、雲南省昆明市、青海省西寧市</p> <p>(2) アウトプット</p> <p>9省10都市の救急医療センターの院前救急サービスに必要な機材が整備される。</p>

(3) インプット

日本側：救急車両（監護型車、普通型車〔四駆型車を含む〕）、医療機材（除細動器、ポータブル人工呼吸器、ストレッチャー、担架、救急蘇生バッグセット、酸素ボンベ、吸引器、救急箱）

中国側：通信機材・設備の整備、救急医療センター・サブセンターの増築・改修等

(4) 総事業費

概算事業費 16.82 億円（日本側 9.95 円、 中国側 6.87 億円）

(5) スケジュール

詳細設計期間を含め 11.0 ヶ月を予定

(6) 実施体制

対象サイト 9 省 10 都市の 10 救急センター

5. プロジェクトの成果

(1) プロジェクトの裨益対象の範囲及び規模

本プロジェクトの対象地域人口：9 省 10 都市の住民約 4300 万人

(2) 事業の目的（プロジェクト目標）を示す指標

- ・ 対象施設での 1 日平均の搬送件数が増加する。（下表は 2002 年 11 月現在のもの）

活動指標	長春市	合肥市	南昌市	長沙市	西安市
1 日平均救急搬送件数	77.3	78.4	44.9	35.4	80.2

活動指標	貴陽市	蘭州市	敦煌市	昆明市	西寧市
1 日平均救急搬送件数	15.2	60.9	11.4	66.0	67.6

- ・ 対象施設 1 日平均の不受理件数が減少する。（下表は 2002 年 11 月現在のもの）

活動指標	長春市	合肥市	南昌市	長沙市	西安市
1 日平均不受理 ¹⁾ 件数	27.3	1.0	11.1	31.6	12.1

活動指標	貴陽市	蘭州市	敦煌市	昆明市	西寧市
1 日平均不受理件数	81.8	34.4	24.0	9.9	24.0

脚注 1: 不受理件数とは有効救急電話回数に対して救急車が出車できなかった回数のこと。

6. 外部要因リスク

- (1) 中国政府が救急医療政策を継続し、必要な予算措置を行う。
- (2) 交通事情が現在より急激に悪化しない。
- (3) 各対象施設の管轄地域が拡大しない。

7. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる成果指標

- ① 1日の平均搬送件数
- ② 1日の平均不受理件数

(2) 評価のタイミング

機材導入後1年から5年間実施することとする。

7. 入手資料リスト

都市	No.	資料名	発行機関	発行年月
長春市	1-1	長春市地図	長春市地図出版社	2002年8月
	1-2	長春市救急医療センター敷地平面図	長春市救急医療センター	2002年12月
	1-3	長春市交通事故統計(1992～2001)	長春市交通局	2002年12月
	1-4	吉林省統計資料	吉林省統計年鑑	2002年
合肥市	2-1	合肥市地図	合肥市地図出版社	2002年3月
	2-2	合肥市救急医療センター敷地平面図	合肥市救急医療センター	2002年12月
	2-3	合肥市救急医療事業中長期発展計画	合肥市衛生局	2002年10月
	2-4	合肥市交通事故統計(1992～2001)	合肥市交通局	2002年12月
	2-5	自動車排気管理についての通達	合肥市人民政府	2001年3月
南昌市	3-1	南昌市地図	南昌市地図出版社	2002年3月
	3-2	南昌市救急医療センター敷地平面図	南昌市救急医療センター	2002年12月
	3-3	南昌市交通事故統計(1992～2001)	南昌市交通局	2002年12月
	3-4	南昌市救急ネット病院リスト	南昌市救急医療センター	2002年12月
長沙市	4-1	長沙市地図	長沙市地図出版社	2002年3月
	4-2	長沙市救急医療センター敷地平面図	長沙市救急医療センター	2002年12月
	4-3	長沙市交通事故統計(1992～2001)	長沙市交通局	2002年12月
	4-4	長沙市観光人数統計(2002年1～11月)	長沙市観光局	2002年12月
	4-5	長沙市2001年人口分布状況	長沙市統計年鑑	2002年
西安市	5-1	西安市地図	西安市地図出版社	2002年5月
	5-2	西安市救急医療センター敷地平面図	西安市救急医療センター	2002年12月
	5-3	西安市交通事故統計(1992～2001)	西安市交通局	2002年12月
	5-4	「実用救急学」抜粋	西安市救急医療センター	2002年12月
	5-5	自動車排気管理についての通達	西安市人民政府	2002年8月
	5-6	自動車化油器についての通達	陝西省環境保護局 陝西省経済貿易委員会 陝西省公安厅 陝西省工商行政管理局	
貴陽市	6-1	貴陽市地図	貴陽市地図出版社	2002年3月
	6-2	貴陽市救急医療センター敷地平面図	貴陽市救急医療センター	2002年12月
	6-3	貴陽市交通事故統計(1992～2001)	貴陽市交通局	2002年12月

	6-4	貴陽市救急医療事業 中長期発展計画	貴陽市衛生局	2002年11月
蘭州市	7-1	蘭州市地図	蘭州市地図出版社	2002年3月
	7-2	蘭州市救急医療セン ター敷地平面図	蘭州市救急医療センター	2002年12月
	7-3	蘭州市交通事故統計 (1992~2001)	蘭州市交通局	2002年12月
	7-4	蘭州市救急ネット病 院リスト	蘭州市救急医療センター	2002年12月
	7-5	蘭州市救急医療事業 中長期発展計画	蘭州市衛生局	2002年11月
	7-6	中国衛生部救急車標 準(案)	中国衛生部	2002年11月
	7-7	救急“120”番DVD	蘭州救急センター	2002年12月
敦煌市	8-1	敦煌市地図	敦煌市地図出版社	2002年3月
	8-2	敦煌市救急医療セン ター敷地平面図	敦煌市救急医療センター	2002年12月
	8-3	敦煌市交通事故統計 (1992~2001)	敦煌市交通局	2002年12月
	8-4	敦煌市観光人数統計 (2002年1~11月)	敦煌市観光局	2002年12月
	8-5	敦煌市病院十年発展 計画(案)	敦煌市病院	2002年7月
昆明市	9-1	昆明市地図	昆明市地図出版社	2002年3月
	9-2	昆明市救急医療セン ター敷地平面図	昆明市救急医療センター	2002年12月
	9-3	昆明市交通事故統計 (1992~2001)	昆明市交通局	2002年12月
	9-4	雲南省救急ネット病 院リスト	昆明市救急医療センター	2002年12月
	9-5	救急医療センターサ ブセンター増設の同 意通達	雲南省衛生庁	2002年11月
	9-6	雲南省院前医療救急 ネットワーク構築	雲南省衛生庁	2002年11月
	9-7	中国衛生部救急車標 準(案)	中国衛生部	2002年11月
	9-8	自動車排気規制	中国国家質量技術監督局	2000年12月
西寧市	10-1	西寧市地図	西寧市地図出版社	2002年3月
	10-2	西寧市救急医療セン ター敷地平面図	西寧市救急医療センター	2002年12月
	10-3	西寧市交通事故統計 (1992~2001)	南昌市交通局	2002年12月
	10-4	青海省救急医療指揮 室設立の通達	青海省衛生庁	2001年11月
	10-5	軽自動車排気規制	中国国家環境保護総局	1999年7月
北京市	11-1	北京救急センターパ ンフレット	北京救急医療センター	

8. その他

8-1 基本設計機材リスト

機材名	長春	合肥	南昌	長沙	西安
監護型救急車	4	4	4	4	4
普通型救急車	12	8	6	6	12
4駆型救急車	1	0	1	0	1
除細動器	12	11	5	4	9
ポータブル人工呼吸器	4	4	4	4	4
ストレッチャー、4輪式	17	12	11	10	17
担架、持ち運び式	17	12	11	10	17
救急蘇生バッグ	17	12	11	10	17
吸引器	17	12	11	10	17
救急箱	17	12	11	10	17

機材名	貴陽	蘭州	敦煌	昆明	西寧	合計
監護型救急車	4	4	4	4	4	40
普通型救急車	9	10	1	10	10	84
4駆型救急車	2	1	1	1	1	9
除細動器	12	12	5	7	6	83
ポータブル人工呼吸器	4	4	4	4	4	40
ストレッチャー、4輪式	15	15	6	15	15	133
担架、持ち運び式	15	15	6	15	15	133
救急蘇生バッグ	15	15	6	15	15	133
吸引器	15	15	6	15	15	133
救急箱	15	15	6	15	15	133

8-2 車輛台数計算根拠

1) 長春市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	46.4	監護型救急車	4	普通型救急車	8	23.2+7.7	普通型救急車	4
不受理件数 ¹⁾	16.4	除細動器	4	除細動器	8	8.2+2.7	4 駆車	1
合計	62.8	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	8	41.8	基本的救急資機材	5
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数 ²⁾	5.3					5.3		
適正台数	12					8		
現有台数	1					9		
使えない台数	1					6		
計画数	12					5		

2) 合肥市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	57.4	監護型救急車	4	普通型救急車	7	14.4+6.6	普通型救急車	1
不受理件数	0.1	除細動器	4	除細動器	7	0.5+0.4	基本的救急資機材	1
合計	57.5	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	7	21.9		
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	11					4		
現有台数	0					13		
使えない台数	0					10		
計画数	11					1		

3) 南昌市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	19.5	監護型救急車	4	普通型救急車	1	18.1+7.3	普通型救急車	5
不受理件数	4.8	除細動器	4	除細動器	1	4.5+1.8	4 駆車	1
合計	24.3	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	1	31.7	基本的救急資機材	6
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	5					6		
現有台数	6					8		
使えない台数	6					8		
計画数	5					6		

4) 長沙市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	11.2	監護型救急車	4	普通型救急車	0	16.4+7.8	普通型救急車	6
不受理件数	9.9	除細動器	4	除細動器	0	14.7+7.0	基本的救急資機材	6
合計	21.1	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	0	45.9		
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	4					9		
現有台数	2					23		
使えない台数	2					20		
計画数	4					6		

5) 西安市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	42.5	監護型救急車	4	普通型救急車	5	25.3+12.4	普通型救急車	7
不受理件数	6.4	除細動器	4	除細動器	5	3.8+1.9	4 駆車	1
合計	48.9	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	5	43.4	基本的救急資機材	8
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	9					8		
現有台数	0					18		
使えない台数	0					18		
計画数	9					8		

6) 貴陽市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	10.9	監護型救急車	4	普通型救急車	8	2.9+1.4	普通型救急車	1
不受理件数	53.5	除細動器	4	除細動器	8	18+10.3	4 駆車	2
合計	64.4	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	8	32.6	基本的救急資機材	3
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	12					6		
現有台数	0					8		
使えない台数	0					5		
計画数	12					3		

7) 蘭州市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	36.7	監護型救急車	4	普通型救急車	8	16.8+7.4	普通型救急車	2
不受理件数	28.4	除細動器	4	除細動器	8	5.9+0.1	4 駆車	1
合計	65.1	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	8	30.2	基本的救急資機材	3
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	12					6		
現有台数	0					10		
使えない台数	0					7		
計画数	12					3		

8) 敦煌市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	8.4	監護型救急車	4	普通型救急車	1	2.4+0.6	4 駆車	1
不受理件数	17.7	除細動器	4	除細動器	1	5.0+1.3	基本的救急資機材	1
合計	26.1	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	1	9.3		
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	5					2		
現有台数	0					3		
使えない台数	0					2		
計画数	5					1		

9) 昆明市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	35.9	監護型救急車	4	普通型救急車	3	22.1+8.0	普通型救急車	7
不受理件数	3.2	除細動器	4	除細動器	3	3.8+2.9	4 駆車	1
合計	39.1	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	3	41.2	基本的救急資機材	8
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	7					8		
現有台数	0					15		
使えない台数	0					15		
計画数	7					8		

10) 西寧市

症状	重症	監護型救急車パッケージ		普通型救急車パッケージ				
		機材名	数量	機材名	数量	中等症+軽症	機材名	数量
搬送件数	23.7	監護型救急車	4	普通型救急車	2	36.7+7.2	普通型救急車	8
不受理件数	8.2	除細動器	4	除細動器	2	12.6+3.2	4 駆車	1
合計	31.9	ポータブル人工呼吸器	4	基本的救急資機材	2	59.7	基本的救急資機材	9
		基本的救急資機材	4					
1日出動平均回数	5.3					5.3		
適正台数	6					11		
現有台数	0					8		
使えない台数	0					6		
計画数	6					9		

1) 不受理件数 : 有効救急電話回数に対して救急車が出庫できなかった回数

2) 1日出動平均回数 : 救急車1台の1日における出動回数で、救急車が出庫し患者を病院に搬送、搬送後センターに戻り整備点検を行うまでの工程のこと。
1回の出動に必要な所要時間は対象施設調査から平均4.5時間と判明。この所要時間より1日当たりの出動回数は次のとおり。
1日(24時間) ÷ 4.5時間 = 5.3回

監護型救急車パッケージ	: 40
普通型救急車パッケージ(除細動器付)	: 41
普通型救急車パッケージ	: 52(内、4駆車9台)